

令和4年第21回教育委員会定例会
(11月1日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年11月1日（火）午後2時01分から午後3時23分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 学校等における医療的ケア児への支援について

(2) 児童保育課

イ 家庭的保育事業所の廃止について

(3) 放課後対策担当

ウ 台東区子どもクラブ待機児童対策について

(4) 教育改革担当

エ 学びのキャンパス台東アクションプラン中間のまとめについて

(5) 生涯学習課

オ (仮称)生涯学習推進計画中間のまとめについて

(6) スポーツ振興課

カ 台東区スポーツ振興基本計画中間のまとめについて

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和4年12月の行事予定について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和4年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

まず、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか

(異議なし)

○佐藤教育長 異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、令和4年12月教育委員会行事予定、資料7をご覧ください。令和4年12月の行事予定でございます。

12月1日、木曜日、教育・保育・実践発表会が14時から、寿こども園でございます。ご挨拶のほう神田委員を予定してございます。

続きまして、12月3日、土曜日、谷中小学校120周年記念式典でございます。こちらは10時から谷中小学校です。

続きまして、12月4日、第15回ジュニア駅伝大会でございます。9時15分から、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場のほうで行われます。ご挨拶のほうは末廣委員を予定してございます。

続きまして、12月6日・19日は、教育委員会定例会です。両日とも14時から、教育委員会室で開催予定でございます。

その他のご案内については、ございません。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問、あと、事務局のほうから補足の説明等ありますか。子育てのほうも特にはないですね。後ほど見ていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取したいと思いますので、恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のア、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、学校等における医療的ケア児への支援について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本件につきましては、本年5月30日の教育委員会において、医療的ケア児の支援に向けた検討を行い、支援に関する基本的考え方をまとめると報告しておりました。今回、基本方針案がまとまりましたので、そのご報告とともに、今後の予定についてご説明いたします。

資料、項番の1、拝啓については記載のとおりとなっております。

項番2、教育委員会における対応についてです。支援に向けた基本的な考え方などをまとめるため、教育委員会、庁内関係課、並びに小中学校・幼稚園の代表校園長で検討委員会を構成して、区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針を検討し、最終案をとりまとめました。また、検討にあたりましては、医療関係者である学校医の代表者の方からもご意見を頂戴したところです。

項番3、区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針についてです。資

料の概要に沿って説明をさせていただきます。別紙方針については、後ほどご確認をお願いいたします。①対象につきましては、学校等に在籍する児童・生徒・園児といたします。ただし、相談については学校等に在籍する前から実施いたします。

②実施内容については、学校等での生活と同様の時間帯に、日常的に保護者が行っている行為で、喀痰の吸引、胃ろう等による経管栄養の注入及びその衛生管理、導尿、その他主治医の意見をもとに教育委員会が実施可能と判断した行為とします。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。③医療的ケアの実施者は、基本的に教育委員会が配置する看護師といたします。

④医療的ケアの実施体制については、イメージ図のとおりとなっております。図の中心、児童・生徒・園児に対して、主治医が診断し、その指示のもと、看護師が医療的ケアを実施してまいります。図の右側、教育委員会の役割としましては、基本方針の策定及び見直し、看護師の配置、主治医との連絡調整、保護者との相談・協議、学校等への支援などとなっております。また、図の左側、学校園・施設長の役割としましては、教育委員会との連携、看護師の勤務管理、保護者や主治医との連携、施設内各教員などの役割決定、校医等との情報共有となっております。

最後に項番4、今後の予定です。11月17日の政策会議、及び第4回区議会定例会に報告をしております。その後、令和5年1月より、学校園等各施設におけるガイドライン、こちらは、実施に関する細かな手順や確認事項などを定めたより実務的なものとなりますが、ガイドラインについて、引き続き作成をしております。また、ガイドライン策定と並行しながら、現在区内小学校に通っている児童について、令和5年1月より、看護師による医療的ケアを実施してまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 このような取組は、大変よいことだと思います。看護師は、常時配置になるのでしょうか。

それと、現在受け入れられなかったお子さんたちは、どのくらい受け入れ可能になってくると予測されますでしょうか。

○学務課長 1点目の看護師常時配置かどうかにつきましては、そのお子さんが、例えば週に何日通うか、通えるかどうかにもよるんですけれども、基本的には週5日通っているお子さんについては、その5日間配置をする。登校日に、通学に合わせて配置をするというような形で進めております。

2点目のこの制度が、この受入れが、今年、これから令和5年の1月から始まるんですけれども、それ以前、受入れが断ってしまったケースというのは、すみません、把握はしていないというか、まず、そもそもこの制度がございませんでしたので、例えば小学校の入学の際には地域の小学校ではなくて特別支援学校だとか、そういったほうに、そもそも選択がそちらのほうしか選択肢がなかったというような状況なんですけど、今回この教育委員

会の考え方をまとめまして、地域の主学校でも可能な限り受け入れて言うということで進めてまいりますので、今後は、そういった医療的ケアが必要なお子さんもこの区内の小学校というのがきちんと選択の一つの中に入っていきかなと考えているところです。

○神田委員 大変良いことかと思えます。

保護者がついてやりますから入りたいというのもなかったということですね。

○学務課長 この令和5年1月、先ほど説明しました、区内の小学校に通うお子さんについて実施をすると申し上げたんですけど、このお子さん、今現在は、保護者の方が付添いで通っているという状況です。なので、このお子さんに看護師をつけて少しでも保護者の方の負担を楽にするというのが、今後やっていく支援の内容です。

○神田委員 看護師さんも登校されている間ずっとついてくださるということは、お子さんにとっても保護者にとってもありがたいことであり、受け入れている学校にも安心感があると思えます。

○末廣委員 基本的なことで、よく分からないところがあるんですけど、やはり医療的なケア児は、現在の段階ではどの辺とか、学校の児童・生徒なんか、もう対象者というのは、数がはっきり分かっているんですか。

○学務課長 定期的に障害福祉課、庁内の関係課と連携をして、今現在区内にどのくらいの医療的ケアを必要とする子がいるか、未就学から学齢期までの、何人いるかということで、今現在は25名ほどいるということで、把握はしております。

○末廣委員 すると、25名が全部対象者になるということですか。

○学務課長 対象者にはなり得ます。ただ、この25名も、先ほどちょっとお伝えしましたとおり、これまで、今までこういう受入体制というのを取ってこなかったもので、もう既に特別支援学校だとか、そういったところで入学されている方も当然いらっしゃいます。

これから上がってくる子については、就学相談とか就園相談とか、そういったことを通じて、医療的ケアが必要か同課も確認して、あと、ご本人のご威光、あと、学校の受入体制とかも確認をしながら区内の小学校と幼稚園とか、そういったところも選択肢に入れてもらえるように、今回整えたところがございます。

○末廣委員 この別紙の1ページを見ますと、やはり年々対象の医ケア児が増えているのかなと思えます。これからもこういう形で増えていくんじゃないかという気がしますよね。

これは非常に、保護者にとっても本当に有り難い制度になると思っております。

○高森委員 先ほどのご説明ですと、来年、令和5年の1月から実際にその支援の対象となるお子さんは1人ということよろしいですか。

いまは現状、対応する人は1人ですけれども、これをまた4月以降、新たに台東区に引越されてくる方もいらっしゃるかと思いますし、どのくらいのニーズが増えていくかは分からないのですが、このことについてのプレスリリースというのは、どの段階でなされるのでしょうか。

○佐藤教育長 改めてのプレスリリースというのは、ちょっと今私の念頭にはなかったん

ですけど、先ほど報告したとおり、区議会のほうには12月の段階で外に出してまいりますので、そこでしっかり公表をして。当然、ホームページ等には、こういったことで台東区は取組を始めております、進めておりますけれども、しっかり打ち出しはしていこうかなと考えております。

○高森委員 ホームページで発信することも大事でしょうけれども、やはり大切なのは、今学校に通っている児童・生徒・園児たちの保護者に対する説明もしっかりしていけないといけないかなと思うのですね。いろんな不安を持つ方もいらっしゃると思うのですよ。やはり子供たちの日常の生活の中でも、そういった対応をしているお子様がいるということの認識をしっかりと持ってもらって、人権的な意味もありますから、そういったところの教育も含めて、やはりいろいろな形で周知していかなければいけないかなと思います。そのあたりはどのように今後なるのでしょうか。

○学務課長 学校園につきましては、今度、議会報告等が終わった後の校園長会で、まず学校の校長先生方、園長先生、そういった施設長とかには説明をしていくつもりです。また、必要に応じて、今高森委員がおっしゃられた保護者に向けてこういう説明がしたいんだということであれば、そこについても丁寧に、学校と相談しながらやっていきたいと思っております。

○高森委員 4月にスタートして、新たにそういった方が各校園に1人2人入ってくるとなると、そのときにはじめて知ったでは困りますから、やはり年度が替わる前には丁寧な説明が必要かなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

○学務課長 ありがとうございます。

○神田委員 こういう医療的なケアは本当に大事だと思うのですが、この後、学校で過ごすための教育的なケアが必要であるという方向に移っていくのではないかと思います。その辺はどのようにお考えなのか伺いたいです。

○学務課長 今回、この考え方をまとめて、実際にここから支援をスタートするというところで、今神田委員がおっしゃられた教育的な視点でのケアという部分については、今後、実際にやっていく中でというところちょっと言い方があれかもしれないですけど、ちゃんと今後、必要に応じて学校、また指導課と連携しながら考えてまいりたいと思っております。

○高森委員 現在特別支援学校に通っているご家庭がもしかしたらこちらの区立の学校園に転校したい、転園したいということもケースとして出てくると思うのですね。そのあたりもやはり丁寧に対応いただければと思いますので、お願いいたします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアにつきましては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 児童保育課 イ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項の2、家庭的保育事業所の廃止についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

本件は、事業者からの申出により、家庭的保育事業所の廃止を行うものでございます。

項番1、施設名は渡部家庭保育室でございます。

項番2、所在地は浅草4丁目でございます。

項番3、定員は3名でございます。このうち、現在入所している数は、項番4に記載させていただいているとおり、2歳児1名という状況でございます。

項番5、在園児の対応でございますが、新規の受入れを行わず、現在受け入れている2歳児1名の卒園に合わせて閉園するという予定でございます。

項番6、廃止までのスケジュールでございます。12月に開催されます、区議会子育て若者特別委員会に報告後、在園児保護者に正式に周知をした後、来年3月末をもって閉園とする予定でございます。

簡単ではございましたが、ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のイについて、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 ウ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、ご説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、台東区こどもクラブ待機児童対策について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、概要です。こどもクラブの待機児童を着実に解消するため、台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プランを策定し、緊急かつ計画的に対策を実行してまいります。

項番2、台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プランです。(1)策定目的は、待機児童の解消に向けた対策を計画的かつ着実に進めることとしております。

(2)プランの期間は、令和5年度からの3年間です。

(3)待機児童数の予測です。申請者数は今後も増加し、現在の定員では、令和7年度において285人の待機児童が見込まれます。中でも、蔵前小学校・台東育英小学校は、近年

の増加傾向から、今後も待機児童数は増加していくと予測をしております。

(4) 解消に向けた対策です。①こどもクラブについては、定員の拡大や児童館等での受入れが難しい場合に新設をしております。②放課後子供教室については、全校実施に向けた取組を加速しております。③児童館では、ランドセル来館を引き続き実施し、利用を推進しております。これらの内容を一体的に行うとともに、それを補完する事業として、④ベビーシッター利用支援事業を活用いたします。子ども家庭支援センターで実施している本事業について、対象を小学3年生まで拡大し、放課後子供教室や児童館と併せて利用されることで、こどもクラブ需要の減少を図っております。

(5) 待機児童解消時期は、上記の対策により、令和7年度を見込んでおります。

(6) 評価・改善です。本プラン策定後、需要予測と実績の乖離を毎年検証し、必要に応じて対策の見直し等を図っております。別紙の方針については、後ほどご覧いただければと存じます。

緊急3か年プランに記載の令和5年度の対策等については項番3になります。(1) こどもクラブの新設です。新設にあたっては、必要な時期に早期の施設整備を図るため、物件確保や施設改修、こどもクラブ運営まで、一括して民間事業者が担う、民設こどもクラブの誘致を推進しております。誘致・推進にあたっては、安定的・継続的な運営がなされるよう、現行の補助制度を拡充いたします。

別紙2をご覧ください。A4の1枚のものになります。別紙2になります。項番1、目的、項番2、補助対象事業については、記載のとおりでございます。

項番3、拡充内容です。(1) 施設整備費の①、改修費等では、1,260万円施設を上限として、開設に必要な改修、設備の設置等に補助いたします。②開設前の家賃補助として、定員と物件の賃借期間に応じて補助しております。来年度の新設に向けて今年度から公募を開始するため、本補助に係る要項の施行年月日を令和5年1月1日としております。

(2) 運営費の①事業運営費につきましては、現行の補助枠を拡充し、最大60名の場合で2,318万4,000円を補助いたします。②運営実績に加算するものとして、運営機関中の家賃において補助しております。こちらは、来年度の開設・運営から変更するため、要項の施行年月日を令和5年4月1日としております。

それでは、本紙にお戻りください。3の(1)①です。整備予定数は、今後も待機児童の増加を見込む蔵前小学校区、また、その周辺に3か所といたします。②事業者提案審査についてです。令和4年区議会第4回区議会定例会の報告後に公募を開始し、記載のとおり審査しております。審査決定後は、早期の開設を図るため、速やかに施設改修工事等を進めてまいります。開設時期については、一刻も早く開設できるように取り組んでまいります。

2ページをご覧ください。③令和4年第4回区議会定例会補正予算要求額の歳出は、902万7,000円となります。主に開設前の家賃補助の内容となっております。

(2) 既存施設の定員拡大です。①令和5年4月から、松葉こどもクラブで5人、下谷こど

もクラブで10人の定員拡大を行います。②浅草橋こどもクラブの定員拡大についてです。台東育英小学校・育英幼稚園が仮校舎として使用している旧柳北小学校を、利用終了後に活用し、定員の拡大を図ってまいります。令和9年度以降別の用途で使用予定のため、令和6年度から令和8年度までの期間で活用してまいります。

(3) 令和5年度から開始する放課後子供教室については、既に報告しておりますとおり、平成小学校と根岸小学校の2校となります。

項番4、今後の予定です。本件について、11月17日に政策会議に報告の後、令和5年第4回区議会定例会に報告してまいります。令和5年第2回区議会定例会においては、民設こどもクラブ誘致の提案審査結果、こどもクラブの開設など、その時点の報告を報告してまいります。準備ができ次第、民設こどもクラブを開設してまいります。

ながくなりましたが、説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 資料3の裏側の(2)の①ですが、松葉こどもクラブと下谷こどもクラブの定員を少し増やして受入れを拡大しようということですが、この地区はこどもクラブをもう少し増やせたらいいと思う地区です。やはり施設的には難しいのでしょうか。

また、人数を少し増やしても、限界のような感じなのでしょうか。それと併せて、今後待機児童が増えていくことを見越しているのでしょうか、それ以降はどのような予想なのでしょうか。

○放課後対策担当課長 プランの16ページをご覧ください。こちらの表につきましては、左側に小学校区、また、真ん中の列にその小学校区に対する対応、またその右の列に待機児童の対策前後の数値を記載しております。

松葉こどもクラブにつきましては、5名分の定員拡大を予定しております。児童1人当たりの施設面積を考慮して、この数字としております。

また、松葉小につきましては、令和6年4月に放課後子供教室を実施する関係もごございます。松葉小学校の待機児童は、7年度まで継続して発生すると予測しており、その部分は、蔵前小学校区に新設するこどもクラブで受入れを考えていきたいと思っております。

その先につきましては、毎年この予測と実績を検証して考えていきたいと思っておりますが、現時点では7年度までの見込みで考えております。

○神田委員 松葉こどもクラブは、子どもクラブのない上野小学校が行ったりしていますが。新しくこどもクラブを造りたいところですけど、場所は実際大変なことなのでしょうけれども、今後見通しを持って取り組んでいただけたら有難いと思います。

○高森委員 大変ですね、これ、分析するの。予測できないところでこれだけ緻密に分析されて、なかなかご苦労があったのではないかと思います。また、このずっと欲しかった一覧表が非常に有り難いですね。分布図が分かるんですよ。どこにどれだけの施設があるか。できればここに収容人数が入っていると、大体この地域に何百人くらいのキャパがあ

るんだなと分かるかなと思うのですが、でも、台東区全体にほぼ均等に、配置いただいているなという気がいたします。

やはり、先ほどの資料3の項番2の(4)の対策にもありましたように、様々なサービスを提供していて、うまくここをすみ分けて活用していただければと思います。例えば今まで児童館に通っていた子供が、放課後子供教室ができたからこっちにどっと流れてしまおうとか、そういったことはあまり好ましくないかなと思うのですが、やはりそういった傾向は今後も続いていきそうな予想でしょうか。

○放課後対策担当課長 放課後子供教室を実施することによって、児童館の利用者が放課後子供教室に流れるかといったことにつきましては、放課後子供教室は様々なプログラムを展開していることもありますので、児童によっては、児童館でお友達同士で遊ぶより放課後子供教室のプログラムに参加していきたいという児童も一定数はいると思いますので、児童館の利用から放課後子供教室の利用に流れる可能性はあると考えております。

○高森委員 その場合、心配されるのは、児童館で一緒にいた友達が全員移ってしまうということもあるんですね。ですので、1人2人の移動ではなくなると思うのですよ。やはりそういった意味では、児童館の中でのプログラムも充実させていく取組をぜひ各事業者にはお願いしたいなというのと、児童館にしかない特色的なものがあると思うのですよ。居場所づくりとして児童館を利用していた子供の中には、そこが好きだ、そこから離れたくないという子供もいるでしょうから、そうしたときに仲間がみんな放課後子供教室に行ってしまうと、その子が一人ぽつんと孤立してしまったりということもあると思うので、やはり少し配慮も必要かなと思います。何かうまく児童館のほうに、そういったことの対策、プログラムは考えていただきたいなと思いますので、ご指導いただければと思います。お願いします。

○佐藤教育長 この件に関して、他に何かございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 教育改革担当 エ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当のエについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、学びのキャンパス台東アクションプラン中間のまとめについて、ご説明いたします。本件につきましては、4月13日の教育委員会定例会におきまして、計画の改定を報告させていただきました。本日までの間に、庁内の検討組織にて検

討を重ね、この度、中間のまとめを作成いたしましたので、ご報告するものでございます。それでは、資料4のほうをご覧ください。

項番1、計画改定の種子は、資料に記載のとおりでございまして、この3年間でICT教育環境の急速な進展等、教育の環境が大きく変化していることから、現状の課題を整理し、学校教育の着実、かつ効果的な推進を図るために、計画を策定するものです。

項番2、計画の内容、(1)位置づけです。アクションプランは、上位計画である学校教育ビジョンとともに、教育基本法に基づいて作成する、台東区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けております。また、(仮称)生涯学習推進計画や、区の行政計画等、核計画と調和・連携を図ってまいります。

続きまして、2ページのほうをご覧ください。(2)計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間です。

(3)計画の体系は、現行の学校教育ビジョンの体系を継続し、4つの施策目標と16の施策の方向により構成いたします。

(4)事業の統合です。恐れ入りますが、別紙1、横向きのほうの別紙1のほうをご覧ください。こちらの資料は、アクションプランにおける各所管課の始業の統合に関するものでございます。資料の見方ですが、左から、現行計画の施策目標、施策の方向施策、番号、統合する前と後の取組名、令和4年度の予算事業名、所管課を示しております。今回の改訂では、同じ施策体系の中で同一の予算事業による取組や、取組の内容が類似しているものを一つに統合いたしまして、統合後の取組名を中間のまとめに掲載しております。なお、統合前の取組名についてですが、計画の最終案の段階で、各事業の計画目標のボックスを設定した際に、統合前の取組名を掲載する予定でございます。

この度の事業の統合によりまして、これまで以上に分かりやすい形で区民の皆様へ発信してまいります。

恐れ入りますが、最初の資料のほうにお戻りください。2ページ目の(5)施策目標別の事業数です。資料に掲載しました表は、中間のまとめに掲載しました事業の数を施策目標別に示しております。現行の計画では、再掲を含めて、298の事業を掲載しておりますが、先ほどご説明しました複数の事業の統合を踏まえまして、新たにアクションプランに位置付ける計画事業数を257事業に設定しております。

3ページ目をご覧ください。(6)指標の見直しです。アクションプランでは、全国学力・学習状況調査や、台東区総合学力調査による調査結果を指標として設定しております。この3年間で調査項目の一部見直しが行われたことに伴いまして、新たに指標を設定しました。

幾つかご紹介しますと、3ページの施策の方向2、子供の資質・能力の育成と学習習慣の確立では、これまで全国学力・学習状況調査の児童生徒の国語・算数・数学・英語の区平均値と全国平均値の差を指標にしておりましたが、英語は毎年実施される教科でなく本年も未実施であることから、英語を除外した形で指標を設定しております。

4ページのほうをご覧ください。施策の方向5、こころざしを立て将来の夢や理想を実現する人の育成では、これまでの将来積極的に英語を使うような生活をしたり、職業に就いたりしたいと思うという質問から、自分でやると決めたことはやり遂げるようにしているという質問に指標を設定しております。その他に設定した指標につきましては、資料に記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。(7)次期計画の主な取組をご紹介します。戯画スクール構想に基づくICT教育の推進では、1人1台端末等のICT機器やデジタル教科書、教材を活用した事業を実施するとともに、ICT教育環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

医療的ケア児への支援は、新規の取組として、特別支援教育の推進、家庭への支援の二つの施策に位置づけを行い、安全かつ適切に医療的ケアを実施いたします。

部活動指導員の配置は、令和2年度から実施している取組でございますが、アクションプランへの位置づけは今回がはじめてとなります。この取組を通して、生徒の規範意識の醸成や体力の向上を図ると共に、教員の部活動指導に係る負担の軽減を図ってまいります。

続きまして、項番3、中間のまとめの案です。ただいまご説明しました計画の概要を、別紙2で冊子の形にしてまとめてありますので、後ほどご覧いただければと存じます。

項番4、今後の予定です。本年第4回区議会定例会の区民文教委員会に中間のまとめを報告いたします。その後、パブリックコメントを実施した後に、教育委員会定例会に最終案を報告いたします。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 中間のまとめですけれども、70ページのところで教員・保育士の資質・能力の向上、その次の73ページの働き方改革の推進は、現状では大変課題になっているところかと思えます。このあたりでどのような取組を新たに考えていらっしゃるのか、分かる範囲で教えてください。

○指導課長 働き方改革につきましては、様々な取組を働き方改革プランの中で行っていますので、そちらのほうの、いわゆる現状のほうを今状況を確認している状況で、様々な外部人材の確保とか、そういうのは進んでいるところなんですけれども、やはり果たしてその働き方改革が、時間のほうが短縮しているのかというのは、まだまだ分析が必要なところなんです。それから、資質能力の向上については、やはり研修、区主催の研修は大きく減らすことなく維持している状況ですので、そちらのほうの内容をより実践的なものにするように、指導主事のほうにお願いはしているところでして、研修で学んだことが即現場で生かせるような内容に工夫をしているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。コロナ禍で、いろいろ研修をするのも大変だし、学校にはどんどん若い先生方が入ってくるというような現状で、指導も大変かと思いますが、

ぜひ力を入れていただけたらと思っております。

研修は教育委員会指導課のほうでしっかりやっているといると思うのですが、学校の中で指導していくことも大事かと思えます。そのあたりもぜひ力を入れてください。

それから、研究協力校について、希望する学校は、変わらず多いでしょうか。こういう状況の中だと実施するのは難しい現状かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○指導課長 特に、小学校のほうは、やはり研究に力を入れている学校は毎年希望を上げている状況でございまして、全部が予算上ちょっとできないので、お断りするケースもあつたりして、順番に、できるだけ多くの学校が研究に携われるように調整しているところでございます。

○神田委員 各学校で、相変わらず熱心に研究も進めているということで、有り難いことだと思えます。ありがとうございます。

○末廣委員 ページでいうと12ページですが、7番の江戸で培った歴史や伝統を受け継ぐ豊かな感性の情勢ということで、この文化と郷土の歴史、地元の文化ですね。

これは今までも非常に台東区は地の利がありますので、芸大とか、いろいろとレベルが高いところと交流をしてきたということがありますが、こういう動きを、やはりもっと今まで以上にこれを進めていただきたいと。

大学のほうも、無理でなれば、今までも対応していただいているんですけど、そういう特別な、台東区というのは、そういう面では環境があるわけですから、子供たちがそういう本物に接するようなそういう場面をなるべく多く作っていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○教育改革担当課長 ありがとうございます。

○高森委員 資料4の(7)の次期の主な取組ですね。実施計画の部分。非常にポイントになってとても大事なところだと思います。特にGIGAスクール構想に関しては、前回のアクションプランには確か、GIGAスクール構想という言葉はなかったですよ。新規事業みたいなところがあるのでしょうか。星印がついていないので新規事業ではないのかなとも思ったんですけど、そういった理解でよろしいでしょうか。

○教育改革担当課長 情報活用能力の育成というところでは当然入っていたんですけど、GIGAスクール構想はこれができる後に入っていますので、GIGAスクールというその言葉自体は、入っていません、前回は。今回は、そのGIGAスクール構想に基づいた部分で、様々な個別主体的な学びですとか、いろいろなところが入ってきますので、それに基づいて、アクションプランをそれに反映して計画をしていく形になります。

○高森委員 更新した感じですね。分かりました。

それからもう一つは、今度は先ほどの医療的ケア児の対応ですので、これは学務課ですね。この(7)の次期計画の主な取組の2番目の医療的ケア児の支援は一応拝見すると、今後の予定のところでは、来年、5年の1月の教育委員会で最終報告案が報告されて、その後、区議会定例会で3月に計画策定となっているのですけれども、先ほどのこのご説明だと、

もう来年の1月から実際に支援が始まるということで、少し先行する形という理解でよろしいのでしょうか。

○学務課長 その理解で。

○高森委員 分かりました。

○教育改革担当課長 すみません、ちょっと訂正がありまして、前回のアクションプランでもGIGAスクールの構想ということで、ちょっとだけ出ていて。ごめんなさい僕の記憶が違って。

○高森委員 以前からあった言葉だったんですね。

○教育改革担当課長 令和2年のときに少し文言としては載っています。すみませんでした。

○高森委員 では問題ないですね。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 ただ、取組や方向性として挙げたのは今回。

○教育改革担当課長 そうですね、明確に移行したのは、多分令和2年度のぎりぎりGIGAスクール構想が始まっているので、そこに間に合った形で載せています。

○高森委員 そうしたことだったのですね。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当の工については、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 オ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のオについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課のオ、(仮称)生涯学習推進計画、中間のまとめ案について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。本件につきましては、2月の教育委員会で、生涯学習プランの改定等について報告し、改定委員会等で議論を重ね、今回、中間のまとめがまとまりましたので、報告させていただくものでございます。

項番1、計画の概要でございます。(1)策定の目的です。現行の生涯学習推進指針や生涯学習推進プランの策定から数年が経過し、人生100年時代の到来などにより、生活様式や人々の意識も変化していることから、その変化に対応した効果的な事業展開を図るため、現行の指針とプランを今後改訂し(仮称)台東区生涯学習推進計画として策定するものでございます。

(2)計画の位置づけでございます。台東区基本構想、台東区教育大綱等のもと、長期総合計画・行政計画と整合性を図りながら、台東区の今後の生涯学習を推進するための取組を示すものいたします。

次のページをご覧ください。(3) 計画期間につきましては、令和5年度から9年度までの5年間といたします。

次に(4) 計画の体系につきましては、別紙1をご覧ください。計画の概要を記載させていただきます。まず、基本理念につきましては、台東区基本構想に掲げる基本目標の一つである、「あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現」に向け、「学び続け 学びで地域がつながるまち」といたします。

5年後の目標指標につきましては、台東区長期総合計画におきまして、生涯学習に取り組む区民の割合80%を目標としておりますので、推進計画におきましても、同じ目標値を指標とさせていただきます。

計画の体系につきましては、下段になります。3つの基本目標の下、それに基づく6つの施策の方向を設定しております。

基本目標1につきましては、多様化する学習ニーズに対応し、誰もが学習に取り組むことができるよう、多様な分野における学びの機会を充実するとし、その下に二つの施策の方向を設定させていただきました。

基本目標2につきましては、区民が学習を継続できる場等を提供していくために、学び続けられる環境を充実するとし、二つの施策の方向を設定させていただいております。

基本目標3につきましては、生涯学習を単なる学びで終わらせることなく、その成果を積極的に生かしていけるよう、学びの成果を生かす取組を推進するとし、その下に二つの施策の方向を設定させていただいております。

資料の下段の重点施策の欄をご覧ください。本計画におきまして、基本理念や目標を効果的に達成していくために、資料に記載いたしましたICTを活用した学びの充実、学習とパソコンの循環の促進という、二つの重点施策を設定させていただいたところがございます。なお、次のページの別紙2におきましては、本計画のイメージ図を添付させていただいているところがございます。

それに続く別紙3につきましては、これまでの計画と新しい計画の対照表を添付させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

別紙4をご覧ください。新たに計画に位置付けた事業を掲載させていただいております。

主な事業をご案内させていただきます。18番雇用修行支援から21番若手経営セミナーまでの4事業につきましては、社会人の方の学び直しを支援していくために、仕事に生かすための学習に係る事業を掲載させていただきました。

また、多様な主体において学習機会を提供していくため、63番の障スポチャレンジや、68番障害者アーツの推進などの、障害を抱える方の学習につながる事業を掲載させていただいております。79番におきましては、現在検討を進めている生涯学習センターの機能強化や、今後のオンラインでの学習を促進するため、88番、ICTを活用した学習事業の推進などを掲載させていただいております。

恐れ入りますが、資料の2ページ目にお戻りください。

計画の全体の内容につきましては、別紙5に掲載させていただいておりますので、後ほどご参照ください。

項番2、今後の予定でございます。12月の区民文教委員会に報告した後、パブリックコメントを実施し、令和5年1月に最終案を報告させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 本当に学びたい、学び続けたいという大人、お年寄りがたくさんいらっしゃると思うのですよね。だから、このような取組は、今後大変重要になっていくのではないかと思います。

ここに掲げられていることに対しても、大変良い取組で、賛成です。コロナ禍で、ICTを活用することが皆慣れてきたせいもあって、手軽に学ぶ機会が設定できますので、これから推進していただきたい取組だと思っています。

二つ目の学習と活動の循環の促進、これも私はすごく大事だと思っています。学びたい、仕事をリタイアしたがまだまだ元気な人たちもいますし、子育ての間に、仕事はできないけれども、少しゆとりをもって何か学びたいと思っている人もいるかもしれません。あらゆる世代で必要なことかと思うのです。台東区は本当に、学びの素材、学ぶことがとても多い街です。伝統文化・アーツそれからスポーツなども盛んですし、いろいろな学びの場があると思います。

私がぜひお願いしたいと思うのは、そういった、自分の学びを楽しんだり、深めたりするのも大事ですけれども、いろいろなところで学んだことが、例えば学校などで行かせないかということです。そういうシステムづくりをぜひお願いしたいと思います。

例えば、学校と連携して、英語の時間にゲストティーチャーになる。その他、コーディネーターなども必要かと思っています。学校でもいろいろな人を探していますので、生涯学習で学びたい人を育成して、資格などがもらえ、講座を何回か取ると学校に斡旋してくれるような制度があるといいです。例えば英語の講座を受け修了したら、学校の外国語の時間にボランティアで参加できるようになれば、結構人は集まるのではないかと思います。

知り合いの学校では、「朝先生」取組をしています。朝、先生たちが打合せをしている間にいろいろな特技がある人達が子供たちにお勉強を見てあげる制度です。地域の人も先生と言われてとても気持ちもいいし、学校を支えなければという気持ちになると聞いています。もう10年くらいやっていて、すっかり定着したと聞いています。

それから、もう少し発展して、地域大学のようなものを設立して、その中で自分のやりたいことを学べる場をつくることも大切です。そこで、認定証のようなものを出して、学校につなげていくといいです。

何か地域のためにいろいろなことをやりたいと思っている大人がいっぱいいるわけです

から、ぜひ応援したいと思っています。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 ご意見ありがとうございます。学校で生かせるような視点で、ちょっといろいろと今後研究させていただきたいと思います。

それで、今いただいた意見の趣旨の中で、子供たちにも生かせるような形で、その学習の成果を生かさないかという部分につきましては、学習支援ボランティアを今登録させていただいた後、いろいろなところに、コーディネートで調整をさせていただいております。その中に、こどもクラブであるとか、そういう子供の施設などにもいろいろ調整できないかというのは、調整しているところです。

ただ、残念ながら、ここ2年間につきましては、ちょっとコロナの影響でなかなかちょっと進んでいなかったというところもありますが、そういった取組を進めさせていただきまして、その学習の成果を子供たちのために使えるような形で、いろいろ取組んでいきたいと考えております。よろしくお願いします。

○神田委員 ゲストティーチャーになるような人たちが、本当に町にたくさんいらっしゃるのですね。若干学校が求めている内容をご理解いただけないために、学習効果が上がらない場合があるので、学習指導要領なども理解して、学校で求めている学びが提供できたら、有効に学校でも活用できるし、そういった人たちも生きがいを持って子供たちと触れ合ったりできるのではないかと考えます。よろしくお願いします。

○高森委員 2月の教育委員会の定例会で、一度こちらをオンテーブルされたということですが、そのときはこの基本理念は、まだ上がってなかったでしたっけ。

○生涯学習課長 その時点では、まだ改訂を進めさせていただくという段階でしたので、理念についてはご説明していない状況でございました。

○高森委員 中身の細かなところは充実しては、今までの蓄積があるからいいのですが、ただしこの基本理念のキャッチフレーズは少し考えたほうがいいかなという気がするのです。これは二つの構成要素から成っているのですよ。最初の「学びつづけ」は、これ、時間軸ですね。次の「学びで地域がつながるまち」これは空間軸ですよ、時間軸・空間軸の言葉が使われているわけですけど、ちょっと乖離があるようなのです。特に後半の空間軸を表すところの、「学びで地域がつながるまち」という言葉の、「地域」と「まち」というのは同義語ではないけれども、非常に同質の、同じ性格を持った類語なんですね。どちらも「まち」に置き換えたら、「学びでまちがつながるまち」になってしまう。例えばこの、最後の「まち」を「台東区」つまり、固有名詞にすれば「学びで地域がつながる台東区」というふうにすっきりするのですが、ちょっと言葉がだぶっているかなって。国語の先生、どうですか。

○神田委員 そのとおり、おっしゃるとおりで。

○高森委員 そこで調べたのですが、いろいろな自治体のそういった学びに関するキャッチフレーズを見ると、例えば京都市では、学びでつながる「まち・ひと・しごと・こころ」というようなキーワードが使われていたり。台東区も言いたいことはそ

うということなんですよ。人々が学びを通じて。

主語も違うんですよ、ちなみに。最初の時間軸のほうの主語は「人々」なんですよ。学び続けるのは人々。次のつながるほうは「まち」なんですよ。「まちがつながる」。人々が学び続け、まちがつながるといことが並列しているんですよ。それが主語がないので、何か漠然とした感じがしますが、大きく分けるとそういう構造になっているところで、例えば「学びつづける」というところを何か少し加えたほうがいいのか、ただ「学びつづける」だけだと、主体者がよく分からないところがあるので、「世代を超えて学びつづける」とか、そんなキーワードを書いた方がいいのかなという気がするのと、あと、後半の「学びで地域がつながるまち」も、例えば「学びでつながるひと・まち・暮らし」とかね。「ひと・まち・暮らし・こころ」とか、何かそういうようなキャッチフレーズにすると、すっきり格好よく意図が伝わるかなという気がするのですが。そのあたり、またもうちょっと揉んだほうがいいのかと思います。どこでそれを皆さんで話合っていたらいいかなと思うんですが。

○生涯学習課長 今いただいた意見のほう、持ち帰らせていただきまして、検討させていただきます。改訂委員会等のメンバーの方もいらっしゃると思いますので、そういった方にも、いろいろ協議しながら決めていきたいと考えております。

○神田委員 賛成です。

○高森委員 国語の先生がいらっしゃいますから、国語の先生にいろいろアドバイスをいただいて。

○神田委員 確かに主語が違うので、学びで、「人々」にとするのでしたら、「学びでつなげる」にするか、「地域」をカットし、「まち」をにするのもいいかと思います。「台東区」という固有名詞を入れるとインパクトがありますが。

○高森委員 入れないようにしているんですよ、あえてね。

○神田委員 あえて入れないようにしているのですか。

○高森委員 多分、前回も、「学びあい 支えあうまち」になっているんです。体言止めで。

○神田委員 台東区を入れないのでしたら、学びでつなげるまち・ひと…

○高森委員 ひと・まち・暮らし。

○神田委員 そういう感じのほうがいいですね。

○高森委員 「しごと」と言っちゃうと、ちょっと拝金主義的なところがあるので「しごと」よりも「暮らし」にしたほうがいいのか、とかね。

○生涯学習課長 台東区という言葉が絶対に使えないということではありませんので、その言葉を使うことにつきましても、含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高森委員 何かまたアイデアをください。先生。

○神田委員 おっしゃるとおりです。なるほどと思いました。

○高森委員 でも、コンセプトとしてはいいですよ、時間軸と空間軸でそれぞれ、個の学びと、それらの学びが地域へ還元されていくという、そういった意味で、コンセプトとして非常に良いです。前回も同じようなキャッチフレーズでしたので、前回は「学びあい支えあうまち」でしたからね。現行のと同じようにという形が分かっていますので、ぜひまたご検討いただければと思います。お願いいたします。

○佐藤教育長 その他、基本理念以外でも基本目標とか、ありますか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) スポーツ振興課 カ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のカについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、台東区スポーツ振興基本計画中間のまとめについて、ご説明いたします。資料の6をご覧ください。

項番1、計画見直しの目的です。現行の計画は平成29年に策定し、社会情勢や事業の進捗状況により、5年を目途に見直すこととしております。このため、東京2020大会の終了や、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、計画の一部を見直した、台東区スポーツ振興基本計画を策定いたします。

項番2、基礎調査等の実施です。計画を見直す基礎資料とするため、基礎調査等を実施してございます。はじめに、(1)台東区スポーツに関する意識調査です。調査対象や回収率は資料に記載のとおりで、一般区民の調査結果では、週1回以上のスポーツ実施率は59.8%、障害者スポーツに関心がある区民は40.9%でした。障害のある区民の調査結果では、週1回以上のスポーツ実施率は51.5%でした。調査結果につきましては、別添の冊子で、台東区スポーツに関する意識調査報告書にまとめてございますので、ン地ほどご参照いただければと存じます。

次に、(2)児童・生徒の体力に関する分析です。分析は、資料に記載の報告書から行いました。結果は、区と全国の児童・生徒の体力合計点の平均点を比較すると、小学生では区の児童は全国平均店を上回っておりますが、令和元年度の55.75点をピークに、令和3年度は53.70点で、約2ポイント落ち込んでおります。中学生では、区の生徒は令和元年度まで全国平均店を上回っていましたが、令和3年度は下回り、ピークの平成30年度、47.30点と比べますと、約3ポイント落ち込んでおります。

資料の2ページをご覧ください。(3)地域スポーツ団体への調査です、調査対象や回収率は、資料に記載のとおりでございます。調査の結果は、運営上、メンバーや運営スタッフ

の確保が課題となっております。

項番3、計画の概要です。ただいまご説明いたしました調査結果等も踏まえ、見直しを行いました。計画の位置づけは資料に記載のとおりで、これまでと同様にスポーツ基本法第10条の地域のスポーツ振興に関する基本計画で、生涯学習のうち、スポーツに関すること項を所掌する計画とし、計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間といたします。

(3) 計画の体系につきましては、資料の別添1をご覧ください。A3の折れているものです。現行の基本理念、基本目標は継続し、目標達成のための施策・取組・事業の見直しを行いました。基本理念は、「スポーツで みんなが つながり 輝く 台東区」です。

基本目標1、生涯スポーツ社会の実現の目標値は、成人の週1回以上のスポーツ実施率70%、こちらを継続し、6つの施策の中から、施策1、子供の体力向上を重点施策といたします。

基本目標2、スポーツのできる環境の整備では、目標値、区立スポーツ施設年間利用者数70万人、こちらを継続し、4つの施策の中から、施策の1、台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設整備、こちらを重点施策といたします。

基本目標3、スポーツにより支えあう社会の実現では、目標値、障害者スポーツへ関心を持つ区民の割合70%、こちらを継続し、3つの施策の中から、施策の3、障害者スポーツを通じた相互理解を重点施策といたします。また、最下段にあります、東京2020大会の成果をレガシーとして継承していくため、スポーツレガシーの視点を全ての基本目標に加えて取り組んでまいります。

今ご覧の別添1の2ページ目をご覧ください。見直しに伴う変更内容でございませぬ。まず、施策の変更点は、基本目標3の施策1、パラリンピックの機運醸成、こちらを東京2020大会の終了に伴い、削除いたしました。次に(2)取組の変更点は、基本目標1の施策4、身近なスポーツ環境づくりに、コロナ禍を考慮し、新たに取組⑤として、オンラインを活用した事業を加えました。基本目標2の施策1、台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設の整備では、取組1の陸上競技場の改築から回収に変更し、また、取組②の野球場の老朽化対策は、人工芝の張替えが平成29年度に完了したことに伴い、削除いたしました。基本目標3の先ほどご説明いたしました、施策1、パラリンピックの機運醸成の削除に伴い、その取組をパラリンピック競技の団体に対する支援と、パラリンピック競技の大会誘致、こちらを施策の3、障害者スポーツを通じた相互理解に組み替えいたしました。

別添1、こちらの今お手持ちの3ページ目をご覧ください。取組に係る事業の変更点です。新規に4事業、再掲を含め6事業を加え、東京2020大会の機運醸成事業や完了した事業を、6事業、再掲を含め9事業を削除いたしております。

では、一番最初にご覧の資料6の2ページ目にお戻りください。項番3(4)計画の内容は、別添2に中間のまとめ案としてお示ししてございませぬ。後ほどご参照いただければと存じます。

最後に項番4、今後の予定ですが、区議会第4回定例会に中間のまとめを報告した後に、

12月にパブリックコメントを実施いたします。その結果を踏まえ、令和5年1月の教育委員会で最終案をお諮りして、区議会第1回定例会に報告、3月に計画の策定をいたします。

説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 オリンピック・パラリンピックも終わりましたので、大きく変わると思うんです。レガシーって、すごく、オリンピックはいろいろありましたけど、でもせっかく盛り上げていろいろ取組はされていたので、ぜひレガシーで続けていただけたらと思います。それと、後は重点施策として、子供の体力向上というふうに掲げられているということで、学校、また、家庭、いろいろな場面でいろいろな対策が取られると思うんですね。それで、この中間まとめのところの18ページのところに、具体的なことが書かれておりますけれども、例えば、新たに取組む予定等がありましたら、具体的に教えていただけたらと思います。

もう一つは、子供たちとまた何かお年寄りのことばかり言っていますけど、お年寄りが元気にということで、そういったところも力をぜひ入れていただけるといいかなと思います。本区はラジオ体操なども大変盛んですし、結構ご年配の方がたくさん参加されていて大変素晴らしいないつも思っているんですけれども、また、そういったお年寄りのずっと生涯スポーツを楽しむというようなあたりで、新たな取組等ちょっと、ここにも書いてあるとは思いますが、ありましたら教えてください。

○スポーツ振興課長 まず1点目の子供の体力向上の取組で、新規のものということになりますが、具体的に新たな事業を立ち上げるというよりも、既存の事業を拡充して、さらに機会を捉える事ができるようにということで、そんな形でのものも想定しております。今後、また5年間の中で様子を見ながら、新たな事業を立ち上げたりというのも検討していきたいなというふうに考えてございます。

2点目の高齢者の施策に関しましては、こちら新しいものというのは基本ございませんで、今後そこも台東区の人口の構成からいっても、そこも力を入れていく部分になってまいります。先日も体育協会と協力しまして、シルバーのシニアの運動教室みたいなものを実施したりしてございますので、そういうものも積極的に皆さんにご利用いただけるように啓発を図りながら進めていければなと考えてございます。

○神田委員 子供の体力が向上したかというのは、学校で行っている体力テストなどで判断をするのでしょうか。

○スポーツ振興課長 子供たちの体力の向上につきましては、学校で行っている新しい体力測定、こちらのほうをもって図っていくところでございます。

○神田委員 そうしますと、また学校などとも連携して具体的な取組を充実したものにしていこうということで、ぜひ力を入れていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○高森委員 このスポーツ振興基本計画も何回目かの改訂に改訂を重ねて、また充足・充実しているところですが、とても大切なことではあるのですが、視点が体力の向上とか健康の維持・増進というところだけに絞られがちなんです、実はスポーツの3つ目の魅力というのは、仲間ができるということがあると思うのです。同じスポーツに取り組んでいることで、友達の輪が広がっていく。それは、学校を超えて、地域を超えて、1つのスポーツを中心に仲間が増えていくというのが大きな魅力だと思うんですよ。それは年齢も問わず世代を超えて、ラジオ体操などはいいい例で、NHKのニュースで、ラジオ体操のインタビューを受けていた子供が、ラジオ体操のいいところは何ですかと聞かれたら、友達がたくさんできることと言っていました。だから、そういった、地域がつながっていくその中心にスポーツがあるのだということを、少し盛り込んでいくと、またより鮮明になっていくかな、魅力的になってくるかなと思うので、そのあたりご検討いただきたいなと思います。

中には、スポーツは施策のほうに、スポーツを支え合う人のつながりとあって、スポーツを支え合うだけじゃなくて、スポーツを行う人たちの人と人とのつながりもあるかなと思いますので、つながりという部分では、非常にスポーツはよいものだと思いますので、ぜひ、またそういったところも文言として何か、さらっと加えておくとよろしいかなと思いますので、ご検討をお願いします。

○スポーツ振興課長 今、中間のまとめということでお示ししておりますので、最終案に向けて、今いただいたご意見を反映できるように工夫してまいりたいと思います。

○神田委員 今のに付け加えて、障害者などでもつながっていけると。オリンピック・パラリンピックのときには、かなり台東区は障害者スポーツも力を入れていらしたので、そういったところでもつながるといいと思います。

○高森委員 それこそ、施設のバリアフリーではなくて、心のバリアフリーですね。そういったところですね。いいものをありがとうございます。

○神田委員 オンラインを活用した事業というのは、具体的にはどのようなものでしょうか。新たに取り入れるわけですよ。教えていただけるとありがたいです。

○スポーツ振興課長 オンラインを活用した事業ということで、こちらはもう既に、実は実際に昨年度から実施している事業がございまして、このコロナ禍でなかなか出歩けない中で、双方向の通信を利用した、自宅にしながら指導者と会話をしながらヨガであったりストレッチだったり、そういうことができるものを今実施しております。そういう形での計画として位置付けるというような形です。

○神田委員 増やしていくのですか。

○スポーツ振興課長 なかなか普段お仕事等、子育て等でも忙しい方でも自宅にしながらスポーツができるという機会になりますので、そういう機会を増やすという意味では、今後増やしていく方向では検討しているところでございます。

○神田委員 ヨガなどもいいですよ。

○末廣委員 今の、私もオンラインのことを聞こうと思って。同じことです。

○高森委員 レガシーというところでは、先日区立中学校の連合陸上競技会が国立競技場で開催されて、子供たちはそこで、実際にオリンピックの会場・パラリンピックの会場として使われた施設を使って、肌でいろいろなことを感じてくれたと思います。ああいった取組、非常に有効ですし、この新規事業のスポーツの祭典、これもこの前ありましたよね。実際にオリンピックが子供たちと触れ合いながら実演してくれる。衝撃を覚えた子供もいるのではないかと思うのです。こういった機会を増やしていくことによって、若い世代がまたスポーツに新たな気づきがあるかなと思いますので、ぜひこうした機会を増やしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課の力については、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の日程は以上でございます。全体を通して、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。ありがとうございました。

午後3時23分 閉会